

事務連絡
平成25年7月11日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病
並びに「その他に包括される疾病」に係る統計調査について

標記については、昭和54年7月3日付け基発第331号「労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに「その他に包括される疾病」にかかる統計調査報告について」により指示しているところであるが、平成24年度分について、別添の様式により平成25年9月6日までに当室職業病認定業務第一係あて郵送又はメールにより報告されたい。

なお、当該様式については、労働基準行政システムの全国掲示板（全国掲示板/本省/労働基準局/労災補償部/補償課）に掲載しているため、適宜活用されたい。

また、傷病性質コード「0799000（労働基準法施行規則別表第1の2第7号18）」に該当する事案については、本日付け基労補発0711第1号の様式3により報告されることから、改めて報告は要しない。

担当 厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室
職業病認定業務第一係 米村、北原
TEL：03-5253-1111
(内線5570)

「その他」に分類される疾病の個別調査票

局

①	傷病性質コード (別表号別、別表改正後)	0199000 (1号)	0299000 (2号)	0399000 (3号)	0499000 (4号)	0699000 (6号)	1001000 1002000 1003000 1101000 (11号)	(10号)
②	発 生 事 業 場							
③	業 種 分 類							
④	被災労働者氏名、性別、 年齢及び職種	氏名			職種			
		(男 ・ 女) (歳)			
⑤	災害の原因及び疾病の 発生状況（疾病発生の 起因子、そのばく露 状況、発病部位、症 状、障害等について、 できる限り箇条的に分 けて記入のこと。）	疾 病 名						
⑥	疾 病 の 発 生 及 び 請 求 年 月 日	発 生					請 求	
		年	月	日	年	月	日	
⑦	支 給 決 定 年 月 日	平成 年 月 日						
⑧	最初の支給決定を行っ た 給 付 の 種 類	休 業 ・ 障 害 ・ 遺 族 ・ 葬 祭						
	備 考							

- (注) 1 本票は個人別に作成すること。
 2 ①欄は該当するコードを○で囲むこと。
 3 ⑤欄の疾病名の欄には、認定した疾病名又は提出された診断書若しくは請求書に記載された疾病名を記入すること。

傷病性質コード表

大分類	分類項目	号番号(2桁)+分類コード(2桁)	枝番(3桁)		
負傷 (負傷を伴わない事故を含む。)	骨折	00	01	000	
	切断		02	000	
	関節の傷害(捻挫・亜脱臼及び転位を含む。)		03	000	
	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)		04	000	
	創傷(切創、裂傷、刺創及び挫減創を含む。)		05	000	
	外傷性の脊髄損傷		06	000	
	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)		07	000	
	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)		08	000	
	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)		99	000	
業務上の負傷に起因する疾病 (1号)	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	01	01	000	
	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器等の疾患		02	000	
	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患		03	000	
	負傷(急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。)		04	000	
	脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患(負傷による腰痛を除く。)		05	000	
	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		06	000	
	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		07	000	
	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等の耳の疾患		08	000	
01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	99	000			
物理的因子による疾病(がんを除く。) (2号)	有害光線による疾病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	01	000	
			赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	02	000
			レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	03	000
			マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	04	000
	電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	05	000		
	異常気圧による疾病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	06	000	
			気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	07	000
	異常温度条件による疾病	暑熱な場所における業務による熱中症	08	000	
		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	09	000	
		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	10	000	
		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	11	000	
		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	12	000	
	01から12までに掲げるもの以外の物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病(業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。)	99	000		

大分類	分類項目	号番号(2桁)+分類コード(2桁)	枝番(3桁)		
身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(3号)	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	03	01	000	
	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)		02	000	
	さく岩機、鋸打ち器、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		03	000	
	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による		後頭部の運動器障害	04	000
			頸部の運動器障害	05	000
			肩甲帯の運動器障害	06	000
			前腕の運動器障害	07	000
			上腕の運動器障害	08	000
			手指の運動器障害	09	000
	01から09に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因することの明らかな疾病		99	000	
化学物質等による疾病(がんを除く。)(4号)	厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの	04	01	001~151(※)	
	合成樹脂の熱分解生成物による疾病		フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	02	000
			塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾病	03	000
	すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患		04	000	
	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎気管支喘息等の呼吸器疾患		05	000	
	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		06	000	
	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患		07	000	
	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水		08	000	
	石綿にさらされる業務によるびまん性胸膜肥厚		09	000	
	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症		10	000	
01から10までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	99	000			
粉じんの吸入による疾病(5号)	じん肺症(管理4)	05	01	000	
	管理2又は3のじん肺に係る以下の合併症		肺結核	02	000
			結核性胸膜炎	03	000
			続発性気管支炎	04	000
			続発性気管支拡張症	05	000
			続発性気胸	06	000
			肺がん(石綿肺の場合を除く。)	07	000
			細菌、ウイルス等の病原体による疾病(6号)	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	患者の診療の業務
患者の看護の業務	02	000			
介護の業務	03	000			
研究その他の目的で病原体を取り扱う業務	04	000			
動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	05	000			
湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	06	000			
屋外における業務による恙虫病	07	000			
01から07までに掲げるもの以外の細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	99	000			

大分類	分類項目	号番号(2桁)+分類コード(2桁)	枝番(3桁)		
がん原性物質 若しくはがん 原性因子又は がん原性工程 における業務 による疾病 (7号)	ベンゼンにさらされる業務による尿路系腫瘍	07	01	000	
	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		02	000	
	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		03	000	
	4-ニトロジルフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		04	000	
	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん		05	000	
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん		06	000	
	石綿にさらされる業務による肺がん		07	000	
	石綿にさらされる業務による中皮腫		08	000	
	ベンゼンにさらされる業務による白血病		09	000	
	塩化ビニルにさらされ る 業務による		肝血管肉腫	10	000
			肝細胞がん	11	000
	電離放射線にさらされ る業務による白血病、 肺がん、皮膚がん、骨 肉腫、甲状腺がん、多 発性骨髄腫又は非ホ ジキンリンパ腫		白血病	12	000
			肺がん	13	000
			皮膚がん	14	000
			骨肉腫	15	000
			甲状腺がん	16	000
			多発性骨髄腫	17	000
			非ホジキンリンパ腫	18	000
			01から25までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	99	000
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍		19	000	
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍		20	000	
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん		21	000	
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん		22	000	
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん		23	000	
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん		24	000	
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	25	000			
8号	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	08	01	000	
9号	人の命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	09	01	000	
10号	前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病	10	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	01	000
			亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	02	000
			ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	03	000
11号	その他業務に起因することの明らかな疾病	11	01	000	

※傷病コードは、平成八年三月二九日労働省告示第三十三号に記載されている化学物質の上から順に001～151まで振ることとする。